

第4次

田布施町

男女共同参画

プラン

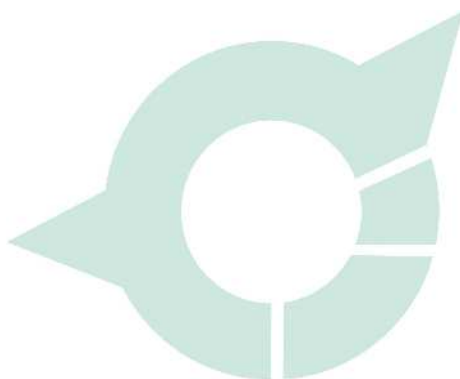
～ 認めあい 支えあい

あなたも わたしも

ともに輝く たぶせ ～



たぶせ PR キャラクター たぶちゃん



たぶせ PR キャラクター らぶちゃん

令和5年（2023年）3月

田 布 施 町

はじめに

誰もが性別に縛られず、社会のあらゆる場面で個性と能力を発揮し、主役として活躍できる社会の創造を目的とする「男女共同参画社会基本法」が制定されて24年目を迎えようとしています。

この間、国・地方を通じ、働き方改革、男性の育児や介護休暇の促進、女性活躍の推進策等、あらゆる分野で男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が行われてきましたが、その実現はまだ道半ばと思います。

また、我が国では、本格的な人口減少社会の到来や、未婚・単独世帯の増加により、人口構成や世帯構成に大きな変化が生じてきています。さらに新型コロナウイルス感染症の拡大は、新しい働き方の可能性を広げる一方で、人々の生命や経済、社会、さらには行動・意識・価値観にまで大きな変革を及ぼしています。

こうしたなか、第6次田布施町総合計画では、本町の目指すべき将来像を、みんなの笑顔と活力で、誰もが元気で住みやすい町としております。

こうしたまちづくりを進めていくうえでも、男女が互いに人権を尊重し、「男性」、「女性」といったイメージにあてはめてしまうことなく、一人ひとりが持っている能力や個性を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は重要な課題となります。

今回策定した第4次田布施町男女共同参画プランの基本理念である「認めあい 支えあい あなたも わたしも ともに輝く たぶせ」を実現するためには、町民の皆様、企業、関係団体の方々と、行政が一体となって、このプランの実現に向けて真摯に取り組んでいくことが何よりも大切となりますので、今後とも、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、プラン策定にあたりご尽力を頂きました田布施町男女共同参画プラン策定委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見を頂きました町民の皆様及び関係者各位に心より感謝申し上げます。

令和5年3月



田布施町長 東 浩二

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 SDGs との関連性	
第2章 計画策定の背景	2
1 「第3次田布施町男女共同参画プラン」策定後の国・県の動き	
2 田布施町の現状	
3 「第3次田布施町男女共同参画プラン」の取組状況	
第3章 計画の基本的な考え方	13
1 計画の基本理念	
2 計画の基本目標	
3 計画の体系	
第4章 計画の内容	16
1 計画の推進	
<u>基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり</u>	
重点項目1 男女共同参画推進への意識改革	
重点項目2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	
<u>基本目標Ⅱ みんなが共に活躍できるまちづくり</u>	
重点項目3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	
重点項目4 あらゆる場における男女共同参画の推進	
<u>基本目標Ⅲ みんなが健康で安心して暮らせる環境づくり</u>	
重点項目5 男女間における暴力の根絶	
重点項目6 生涯を通じて安心して健康に暮らすための支援	
2 計画の推進体制	

附属資料 **40**

- 田布施町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱
- 第4次田布施町男女共同参画プラン策定委員名簿
- 男女共同参画社会基本法
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 用語説明

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町では、平成 20 年 3 月に「田布施町男女共同参画プラン」、平成 25 年 3 月に「第 2 次田布施町男女共同参画プラン」、平成 30 年 3 月に「第 3 次田布施町男女共同参画プラン」を策定し、様々な分野において男女共同参画社会の実現に向けた計画の推進に県、関係機関・団体等と連携して取り組んできました。

町では、「第 3 次田布施町男女共同参画プラン」の計画期間が令和 4 年度で満了となることから、町の現状や課題、令和 4 年 9 月に実施した「男女共同参画に関する意識調査」の結果を踏まえつつ、国や県の動向に合わせ計画内容の見直しを行い、「第 4 次田布施町男女共同参画プラン」を策定しました。

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、「第 6 次田布施町総合計画」を上位計画とし、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づき策定するものです。
- (2) 本計画の「基本目標Ⅱ みんなが共に活躍できるまちづくり」は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画として位置づけます。
- (3) 本計画の「基本目標Ⅲ みんなが健康で安心して暮らせる環境づくり」は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村基本計画として位置づけます。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和 5 年度（2023 年度）から令和 9 年度（2027 年度）までの 5 年間とします。ただし、国、県の動向や社会情勢に考慮し、必要に応じて見直しを行います。

4 SDGs との関連性

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、平成 27 年 9 月に国連サミットで採択され国際目標となった SDGs に掲げられた 17 の目標のうち、「5 ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとするいくつかの目標の達成につながります。

第2章 計画策定の背景

1 「第3次田布施町男女共同参画プラン」策定後の国・県の動き

(1) 国の動き

◆「女性活躍推進法」の改正

働く場面において活躍を望む女性が個性と能力を十分に発揮できる社会の実現のため平成27年9月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が改正されました。一般事業主行動計画の策定等の義務を常用労働者301人以上から101人以上の企業に拡大することや、女性活躍に関する情報公表項目の拡大等を内容とする女性活躍推進法等一部改正法が令和元年5月に成立し、令和2年4月に施行されました。

◆「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行、改正

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成30年5月に施行されました。国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどが定められました。

令和3年6月には、①政治分野への女性の参画は徐々に進められているものの、諸外国と比べると大きく遅れていること、②男女を問わず、立候補や議員活動等をしやすい環境整備などが必要であるという観点から、政令等がより積極的な取組を行うこととなるよう推進するとともに、国・地方公共団体の施策を強化するため、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律一部改正法が施行されました。

◆「働き方改革関連法」の成立

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進することを目的とした「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、時間外労働の上限設定や5日以上の年次有給休暇の取得義務の導入等が定められた「労働基準法」が平成31年4月に施行されました。

また、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を改善するための規定の整備等を内容とする「パートタイム・有期雇用労働法」が改正され、令和2年4月に施行されました。

◆「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」の改正

職場における妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント防止措置について事業主への義務付けを内容とする「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、平成29年1月に施行されました。

また、これらの法律を改正し、事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止等、ハラスメント対策の強化について、令和2年6月に一部施行されました。

そして、「育児・介護休業法」については、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じた男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため令和3年6月に以下の5つが改正されました。

- ①男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設（令和4年10月施行）
- ②育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け（令和4年4月施行）
- ③育児休業の分割取得（令和4年10月施行）
- ④育児休業の取得の状況の公表の義務付け（令和5年4月施行）
- ⑤有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和（令和4年4月施行）

◆「配偶者暴力防止法」の改正

DV 被害者及びその同伴する家族の保護を行うに当たって、その適切な保護が行われるよう、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正され、令和2年4月に施行されました。これにより、相互に連携を図りながら協力するよう努めるべき関係機関に児童相談所が含まれることが明確化されました。

◆「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定

令和2年度から令和4年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討はもとより、被害者支援の充実、教育・啓発の強化などに取り組むことが、令和2年6月に決定されました。

◆ SDGs の達成に向けた取組

平成27年に、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な環境や社会を実現するために、「誰一人取り残さない」を理念とする行動計画（SDGs）における17ある目標の1つとして「ジェンダー平等の実現」が掲げられました。平成28年に総理を本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し、持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のために取り組んでいます。

◆ 国の「第5次男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画社会基本法に基づく、国の「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月策定）を改定した、「第5次男女共同参画基本計画」が令和2年12月に閣議決定されました。目指すべき社会として以下の4つが提示されました。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

(2) 山口県の動き

◆ 「やまぐち維新プラン」、「やまぐち未来維新プラン」の策定

新たな県政運営の指針として、今後、県が進める政策の基本的な方向をまとめた総合計画であり、また、県が目指す県づくりの方向性を、市町、関係団体、企業、県民と共有し、共に取り組んでいくための指針として、平成30年10月に「やまぐち維新プラン」、令和4年12月に「やまぐち未来維新プラン」が策定されました。

◆ 第2期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

地方創生を次のステージに押し上げていくため、第1期総合戦略の検証結果を反映し、「やまぐち維新プラン」を「まち・ひと・しごと」の創生の観点から再構築した上で、県の実情に応じた実践的な計画として令和2年3月に策定されました。

その中で、「女性のやまぐちへの定着、活躍の推進」、「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、女性の活躍を推進することとしています。

◆ 「山口県配偶者暴力等対策基本計画」の策定

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改定等を踏まえて、「第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画」を令和3年3月に改定し、DV対応と児童虐待対応との連携などを強化しました。

◆ 性暴力相談ダイヤル「あさがお」の開設

性暴力被害に特化した相談専用電話を平成29年1月に山口県男女共同参画相談センターに開設し、関係機関と連携しながら、24時間365日の運用体制で、被害直後からの総合的な支援（相談、産婦人科医療、カウンセリング、法律相談等）を実施しています。

◆ 男女共同参画に関する県民調査の実施

男女平等や仕事、家庭、地域等に関する県民の意識や配偶者等からの暴力の実態を把握することを目的として、18歳以上の県民を対象に「男女共同参画に関する県民意識調査」、「男女間における暴力に関する調査」を令和元年9月に実施しました。

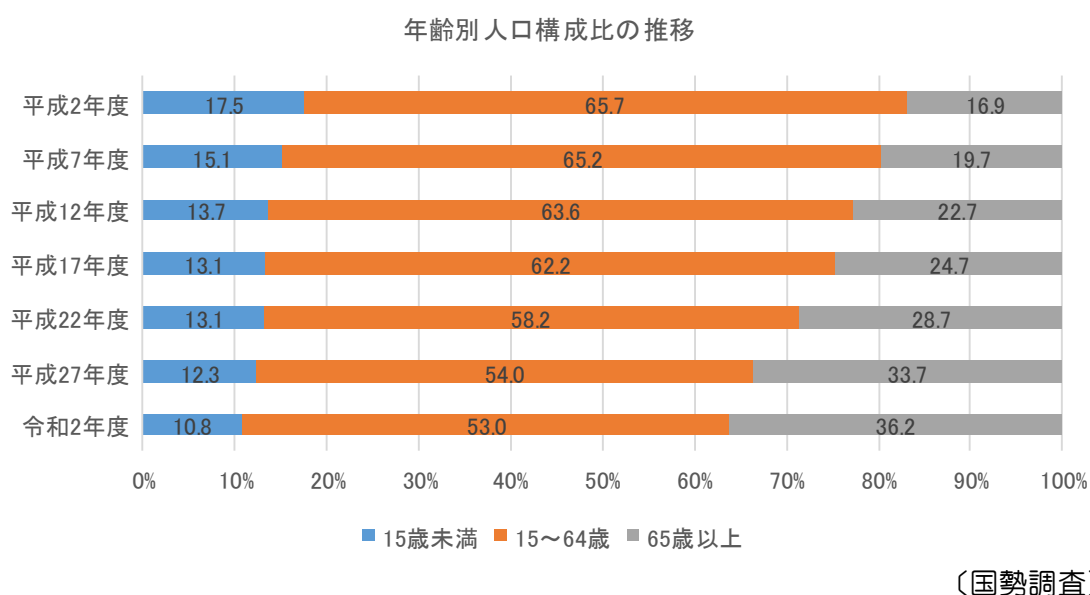
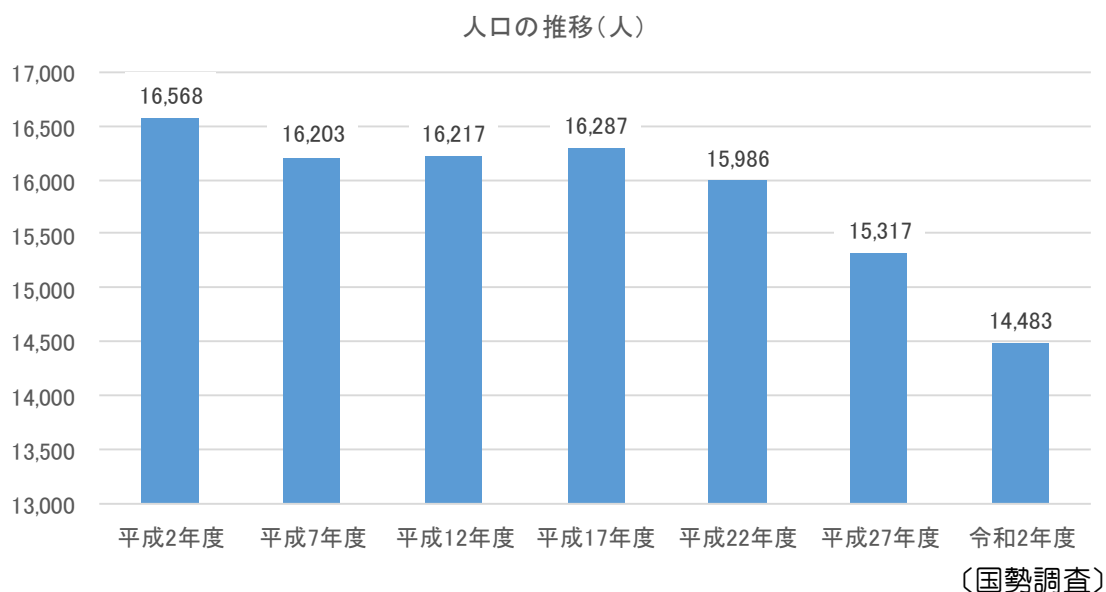
◆ 山口県の「第5次男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画社会基本法に基づく「第5次山口県男女共同参画基本計画」が令和3年3月に策定されました。男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会の実現」を目指します。

2 田布施町の現状

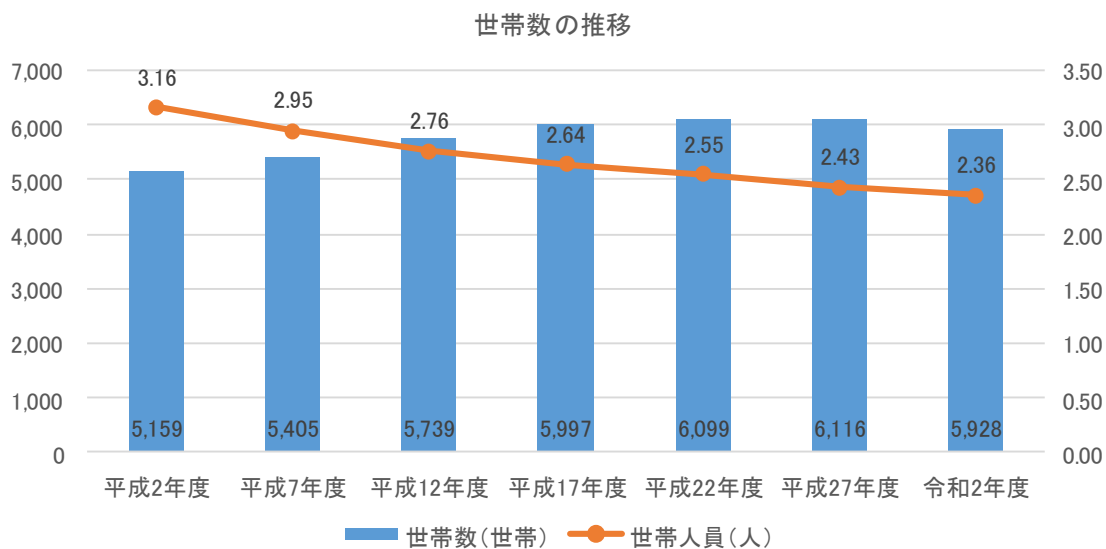
(1) 人口の変化

本町の人口は、平成17年度以降、減少傾向にあります。特に、近年では減少幅が多くなっています。年齢別人口構成比については、64歳以下の人口割合が減少傾向にあり、高齢者人口が増加傾向にあることから、少子高齢化が進んでいることがわかります。

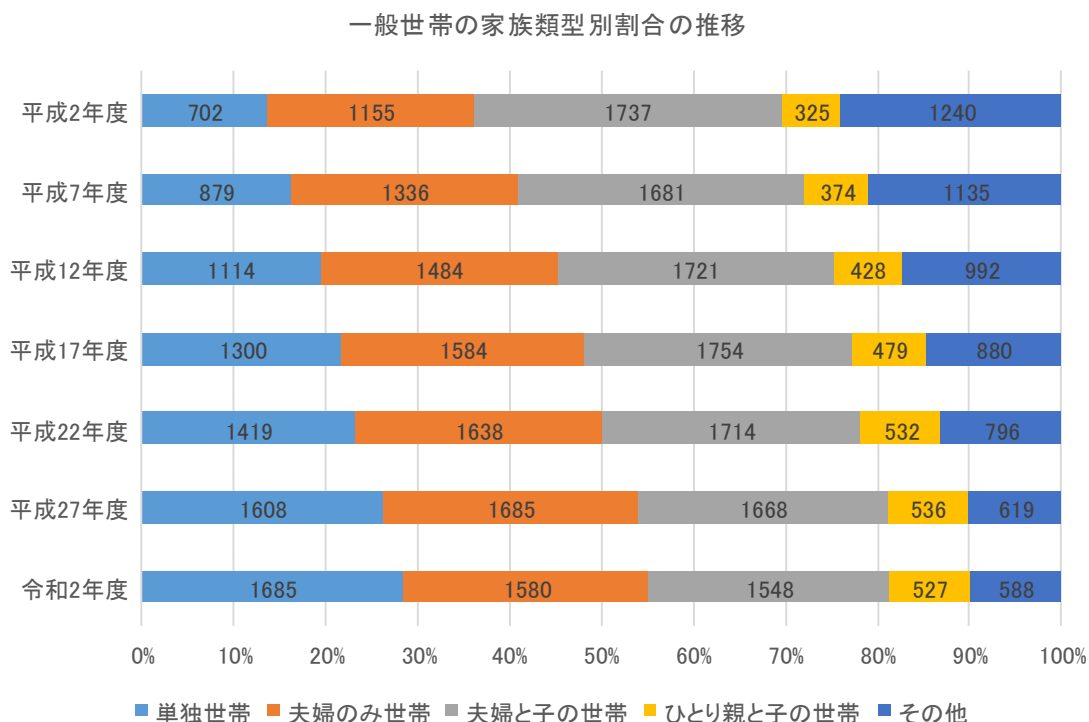


(2) 家族形態の変化

本町の世帯数は平成27年度までは増加傾向にあったものの、令和2年度には減少しています。また、一世帯あたりの世帯人員も減少傾向にあります。家族類型別割合の推移については、単独世帯が増加傾向にあります。全体の9割が単独世帯と核家族世帯で構成されています。



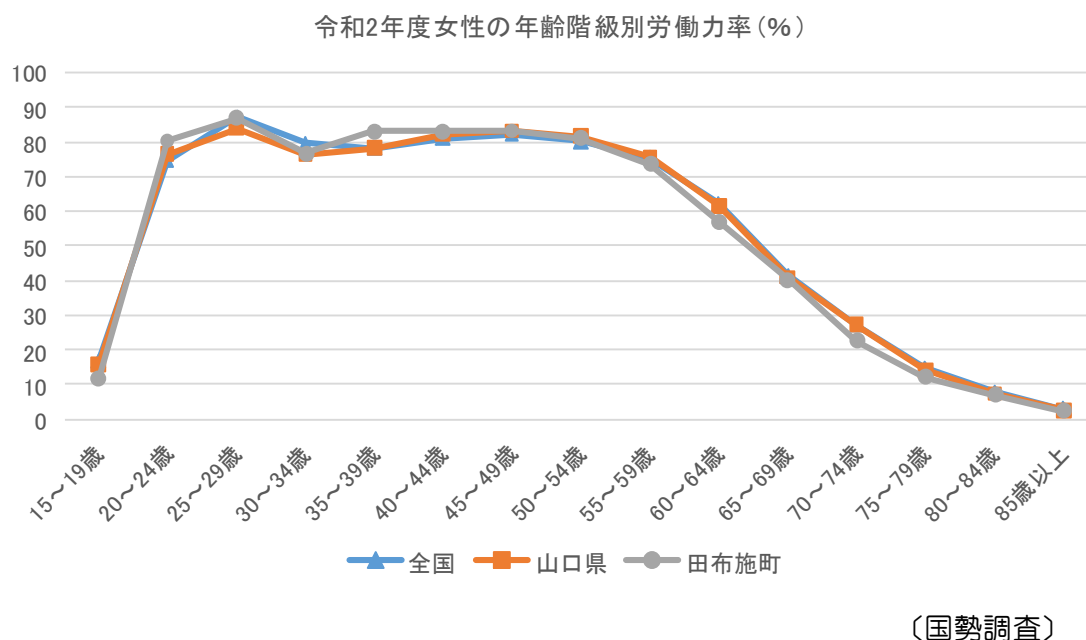
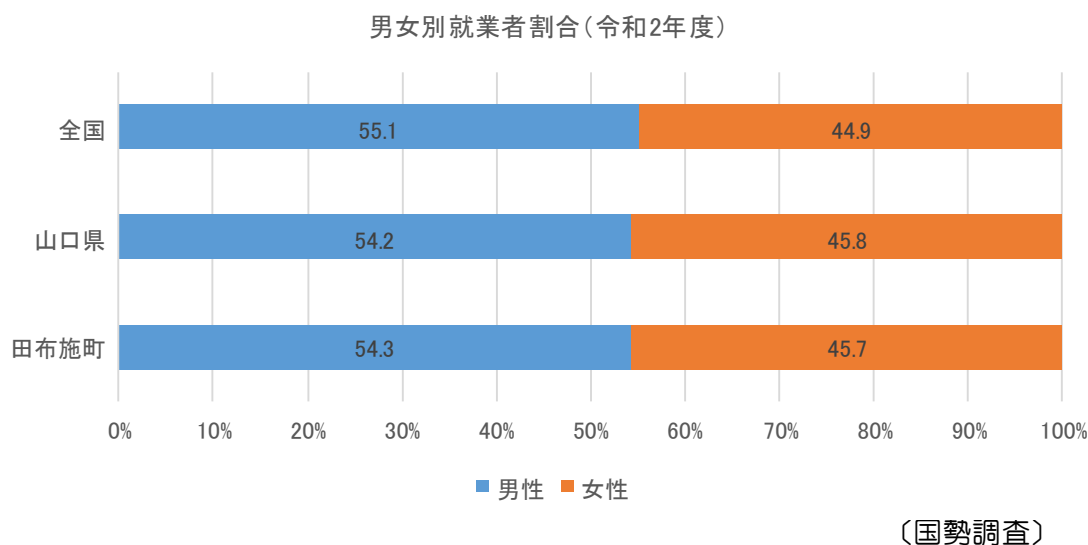
(国勢調査)



(国勢調査)

(3) 社会経済情勢の変化

本町の男女別就業者割合は、全国や県と同様、女性が4割超となっています。女性の年齢階級別労働力率については、25～29歳で上昇後、30～34歳で低下し、35～49歳で再び上昇傾向にあり、50歳以降減少しています。全国・県と同様、ゆるやかな「M字カーブ」を描いています。結婚や妊娠出産のタイミングで離職し、その後落ち着いたタイミングで再就職している状況がうかがえます。



3 「第3次田布施町男女共同参画プラン」における取組内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり

重点項目1 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し・意識の改革

- ・町民への意識啓発活動として、10月の男女共同参画推進月間には図書館にて関連図書・資料の展示を行いました。また、町広報誌の「私たちと人権」シリーズにて、外国人住民と支え合う社会についての掲載を行いました。

重点項目2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

- ・保育所において、園児と地域住民の交流活動事業を実施しました。
- ・学校において、全生徒に対して情報モラル研修、教職員に対して人権研修を実施しました。また、制服に関してズボンもしくはスカートを男女共に自由に選択できるようになりました。
- ・家庭生活において、両親学級、育児講座・相談、子育て輪づくり運動等を実施し、男女共同参画の意識向上に努めました。
- ・行政において、職員に対して人権研修を実施しました。

基本目標Ⅱ 男女が共に活躍できる社会づくり

重点項目3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- ・夫婦・家族の相互協力による家庭づくりを支援するため、男性を対象に料理教室、中高校生を対象に食育講座を実施しました。
- ・延長保育、病児病後児保育等の多様な保育サービスの提供や母子保健推進員・児童民生委員と連携して育児支援を実施しました。
- ・子ども家庭支援センターにて、子育てに関する専門的な相談に応じ、切れ目のない支援を行いました。また、不登校や登校しぶり、その他の問題で困難を抱える家庭に対して、きめ細やかな支援を行うことにより、家庭教育の向上を図ることを目的として「家庭教育支援チーム」を設置しました。
- ・介護が必要になった人及びその家族に対して、情報交換や相談ができる場を提供しました。また、認知症地域支援推進員・地域包括支援センターと連携して認知症支援の早期対応に努めました。

重点項目4 働く場における男女共同参画の推進

- ・国、県の労働関係機関と連携してチラシ・ポスター等により雇用相談窓口の情報提供を行いました。
- ・町における各種委員会・協議会等で積極的な女性の登用を行いました。

基本目標Ⅲ だれもが健康で安心して暮らせる環境づくり

重点項目5 男女間における暴力の根絶

- ・毎年11月、町広報誌により相談窓口の紹介を行いました。また、令和4年度の「二十歳のつどい」では、参加者に対して県が作成したデートDV関連のチラシを配布し、啓発を行いました。
- ・要保護児童対策地域協議会では、関係機関と連携して家庭状況等の共有を行い、児童虐待の未然防止を図りました。

重点項目6 生涯を通じた男女共同参画の推進

- ・特定の年齢の人を対象にがん検診の自己負担を無料にすることで、受診率の向上に努めました。
- ・子ども食堂の開設や地域包括連携協定によりフードバンク活動を行う事業所と連携して経済的支援を実施しました。
- ・地域包括支援センターと連携して介護を要する人の早期発見に努めました。また、百歳体操の普及を行いました。
- ・自立支援給付や地域生活支援事業により、障害のある人々の自立を支えました。

男女共同参画に関する意識調査の実施

(1) 目的

男女共同参画に関する町民の意識や考え方などを調査し、第 4 次田布施町男女共同参画プラン策定及び今後の町政運営を行う上での基礎資料として、令和 4 年 9 月に「男女共同参画に関する意識調査」を実施しました。

(2) 調査対象者

20 歳以上の田布施町民から 775 人を無作為抽出

(3) 調査期間

令和 4 年 9 月 16 日 (金) ～令和 4 年 10 月 7 日 (金)

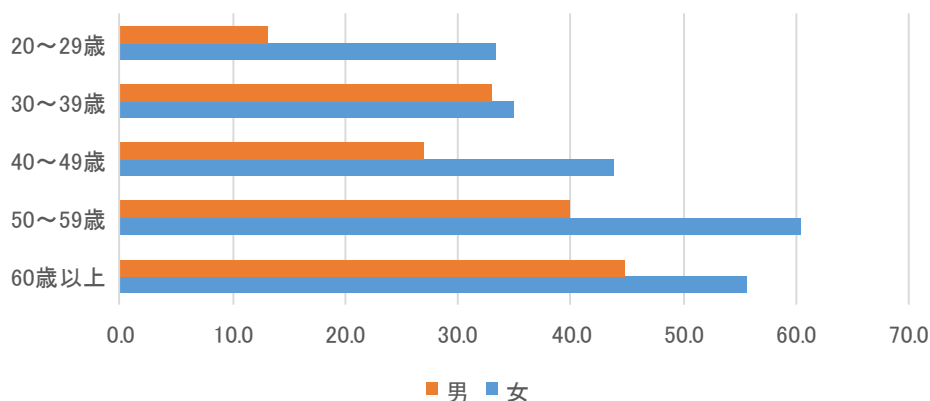
(4) 調査方法

郵送による調査票の配布及び回収

(5) 回収結果 回収率 37.7%

年齢	調査票配布数 (人)		調査票回収数 (人)		
	男性	女性	男性	女性	不明
20～29 歳	84	93	11	31	1
30～39 歳	106	97	35	34	0
40～49 歳	63	57	17	25	0
50～59 歳	60	58	24	35	0
60 歳以上	76	81	34	45	0
合計	775		292		

意識調査回収率 (%)



第3次プラン目標の達成状況

25項目中、「達成」が7項目、「未達成」が18項目となっています。

項目		基準値 (H29)	目標値	現状値 (R4)	達成 状況	
基本 目標 I	男女の地位の平等感 (平等と感じる人の割合)	家庭生活の場	34.1%	60%以上	34.2%	×
	学校教育の場	72.1%	75%以上	73.3%	×	
	就職機会・職場	23.9%	30%以上	26.4%	×	
	地域活動の場	51.8%	60%以上	57.8%	×	
	法律や制度	45.3%	50%以上	37.0%	×	
	社会通念・慣習・しきたり	22.1%	30%以上	20.8%	×	
	政治や経済活動	23.6%	33%以上	21.2%	×	
	「男は仕事、女は家庭」という考え方(肯定する人の割合)	26.4%	下げる	19.9%	○	
	仕事と家庭生活・地域活動を両立させている人の割合	31.5%	上げる	34.4%	○	
	待機児童数	保育園	0人	維持	0人	○
放課後児童クラブ		1人	0人	0人	○	
子育て世代包括支援センターの設置数	0か所	1か所	1か所	○		
基本 目標 II	自治会長に占める女性の割合	6.8%	10%以上	6.8%	×	
	消防団員に占める女性の割合	5.3%	15%以上	7.5%	×	
	農業委員に占める女性の割合	14.3%	15%以上	14.2%	×	
	家族経営協定締結数	農家	6戸	8戸	6戸	×
		漁家	6戸	7戸	5戸	×
	認定農業者に占める女性の割合	0.0%	10%以上	3.2%	×	
	女性起業家・グループ数	5グループ	8グループ	5グループ	×	
本町の審議会における女性の割合	14.9%	30%以上	25.6%	×		
基本 目標 III	配偶者等からの暴力を受けたことがある人の割合	6.2%	減少させる	5.2%	○	
	DV被害を相談した人の割合	42.1%	上げる	33.3%	×	
	DVに関する相談窓口を知っている人の割合	87.3%	上げる	93.8%	○	
	山口県男女共同参画相談センターの認知度	12.7%	50%以上	6.8%	×	
	健康診断(特定健診)受診率	25.5% ^{※1}	70%以上	29.7% ^{※2}	×	

【達成状況 ○：達成 ×：未達成】

※1 平成28年度の値

※2 令和3年度の値

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、「認めあい 支えあい あなたも わたしも ともに輝く たぶせ」として、一人ひとりが社会の対等な構成員として、認め合い、尊重し合いながら、様々な分野において個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

2 計画の基本目標

基本理念を踏まえ、本計画では「3つの基本目標」と「6つの重点項目」を定めました。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり

重点項目1 男女共同参画推進への意識改革

重点項目2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

男女ともに対等な構成員として参画できる社会を実現するためには、固定的役割分担意識の解消や、男女平等意識を高める等、一人ひとりの意識改革が必要となります。幼少期から生涯を通して、男女共同参画に関する教育・学習環境を整えることにより、固定観念にとらわれず、男女ともに活躍できる社会を目指していきます。また、男女共同参画に関する実態調査を行い、施策に反映していきます。

基本目標Ⅱ みんなが共に活躍できるまちづくり

重点項目3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

共働き世帯が増加していることを踏まえ、仕事・家庭・地域活動が両立できるような環境を整備する必要があります。行政では、子育て・介護等の支援体制の充実を図ります。職場においては、育児・介護休業制度、短時間勤務制度等の周知に努め、男女とも取得促進を図ります。また、男性が、家事・育児等に参画しやすくなるような支援を行います。

重点項目4 あらゆる場における男女共同参画の推進

男女双方の意見を施策や方針に反映させるため、意思決定の場での男女共同参画を推進する必要があります。そのため、行政における委員会・協議会等では積極的な女性の登用を行います。また、女性の働き方について、多様な選択を可能とするため、就業や起業、リーダー育成、再就職等、国や県、関係機関と連携して支援を行います。農林水産業、地域・防災活動等、あらゆる場においての女性の参画を推進します。

基本目標Ⅲ みんなが健康で安心して暮らせる環境づくり

重点項目5 男女間における暴力の根絶

新型コロナウイルス感染拡大による外出制限等の影響により、女性・女兒に対する暴力の増加が問題となっています。また、近年では、SNS等のコミュニケーションツールによる暴力が過激化しています。そのため、幼少期から暴力根絶に向けての意識醸成及び啓発をする必要があります。被害者に対しては、相談窓口・体制を充実させ、関係機関と連携することにより、早期発見や被害者の自立支援に向けた取組を行います。

重点項目6 生涯を通じて安心して健康に暮らすための支援

だれもが安心して暮らすことができるよう、年齢・性別・状況等、それぞれのニーズにあった制度・サービス等を提供し、自立できるように支援を行うとともに、環境の整備を行います。

また、増加傾向にある高齢者に対して、健康体操や地域の人との交流の場を設けることにより、生きがいを持ってもらい、健康寿命を延伸することに努めます。

3 計画の体系

基本目標	重点項目	具体的施策
<p>I</p> <p>男女共同参画 社会に向けた 意識づくり</p>	<p>1 男女共同参画推進 への意識改革</p> <p>2 男女共同参画の視 点に立った教育・学習 の推進</p>	<p>① 男女共同参画に対する意識改革・啓発活動</p> <p>② 男女共同参画に関する調査及び情報の収集</p> <p>① 学校における教育・学習機会の充実</p> <p>② 行政における教育・学習機会の充実</p> <p>③ 家庭・地域における教育・学習機会の充実</p>
<p>II</p> <p>みんなが共に 活躍できるま ちづくり</p>	<p>3 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バ ランス) の推進</p> <p>4 あらゆる場におけ る男女共同参画の推 進</p>	<p>① 育児・介護休業制度等の周知及び取得促進</p> <p>② 多様な選択を可能とする様々なサービスの充実</p> <p>③ 長時間労働や年次有給休暇に対する意識改革</p> <p>④ 家庭生活での男女共同参画の推進</p> <p>① 施策・方針決定の場における女性や若年層の参画の拡大</p> <p>② 多様な働き方を可能にする環境の整備</p> <p>③ 農林水産業における女性参画の拡大</p> <p>④ 地域・防災活動における男女共同参画の拡大</p>
<p>III</p> <p>みんなが健康 で安心して暮 らせる環境づ くり</p>	<p>5 男女間における暴 力の根絶</p> <p>6 生涯を通じて安心 して健康に暮らすた めの支援</p>	<p>① 暴力の根絶に向けた意識啓発活動</p> <p>② DV 被害者への支援</p> <p>① 妊娠期から子育て期における支援</p> <p>② ひとり親家庭への支援</p> <p>③ 就労困難者への支援</p> <p>④ 障がい者への支援</p> <p>⑤ 高齢者への支援</p>

第4章 計画の内容

1 計画の推進

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり

【重点項目1】 男女共同参画推進への意識改革

現状

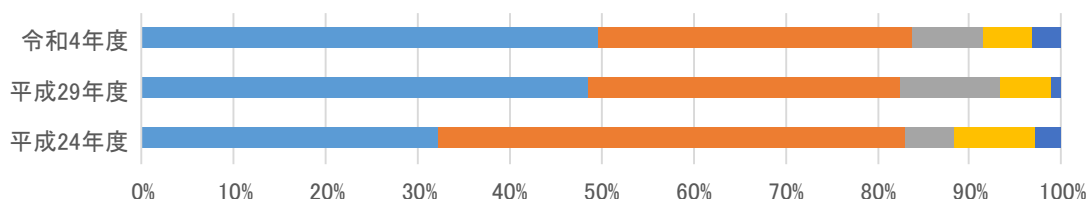
意識調査の結果から、家庭、職場、学校、地域活動等あらゆる場における男女の地位の差について、「家庭生活」、「就職機会・職場」、「政治経済活動」、「社会通念・慣習・しきたり」は依然「男性の方が優遇されている」という回答の割合が高くなっています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、2割が肯定的な回答であるものの、5年前、15年前と比較すると、否定的な回答をした人の割合が増えています。

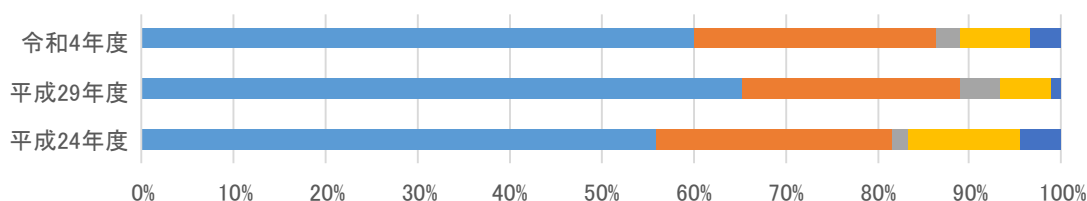
課題

「男は仕事、女は家庭」という固定的な考え方については、解消されてきているものの、あらゆる分野の男女の平等感については、未だ「男性優遇」と感じている人が多いので、今後も意識改革が必要です。

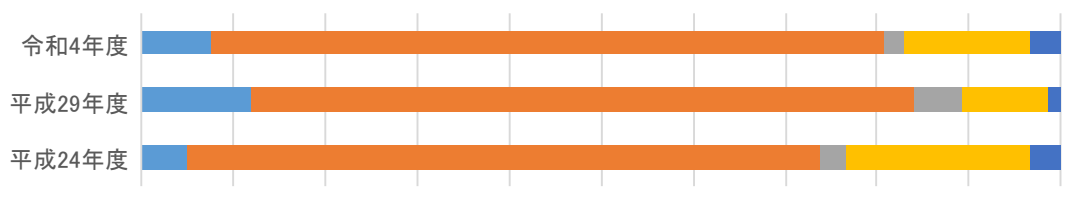
家庭生活における男女の平等感



就職機会・職場における男女の平等感



学校教育における男女の平等感



■ 男性優遇 ■ 平等 ■ 女性優遇 ■ 不明 ■ 無回答

(意識調査)

具体的施策

〈1〉男女共同参画に対する意識改革・啓発活動

- ① 男女平等意識の形成
 基本的人権の尊重と様々な人権問題に対して正しい理解を深め、人権意識の向上のため啓発を行います。
- ② 性別による固定的役割分担の解消
 男女ともに働き方や暮らし方を見直し、社会全体における固定的役割分担の解消を図るため、幼少期からの意識改革を行います。
- ③ 性的少数者への理解の促進
 性の多様性についての正しい知識、理解の向上を図ります。
- ④ 国際交流、協力の促進
 国際交流や協力を通して国際理解の促進に努め、人権差別の撤廃に取り組みます。

〈2〉男女共同参画に関する調査及び情報の収集

- ① 男女共同参画に関しての実態調査及び現状把握
 男女共同参画に対する町民の意識や考え方を把握し、計画に反映するため、実態調査を実施します。

施策の展開

施策		取組例	主管課
1	男女共同参画に対する意識改革・啓発活動	ポスター・町広報誌による啓発	総務課
		関連図書・書類の図書館展示	
		性の多様性についての研修の実施	学校教育課
		町内小中学校にて国際交流活動	企画財政課
		地域懇談会にて国際理解促進の講演の開催	社会教育課
2	男女共同参画に関する調査及び情報の収集	男女共同参画に関するアンケート調査の実施	総務課

* 第4章 *

目標指標

項目		現状値 (R4)	目標
男女の平等感 (平等と感じる人の割合)	家庭生活の場	34.2%	増加させる
	学校教育の場	73.3%	増加させる
	就職機会の場	26.4%	増加させる
	地域活動の場	57.8%	増加させる
	法律や制度	37.0%	増加させる
	社会通念・慣習・しきたり	20.8%	増加させる
	政治や経済活動	21.2%	増加させる
「男は仕事、女は家庭」という考え方 (肯定する人の割合)		19.9%	13.4%以内

【重点項目2】 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

現状

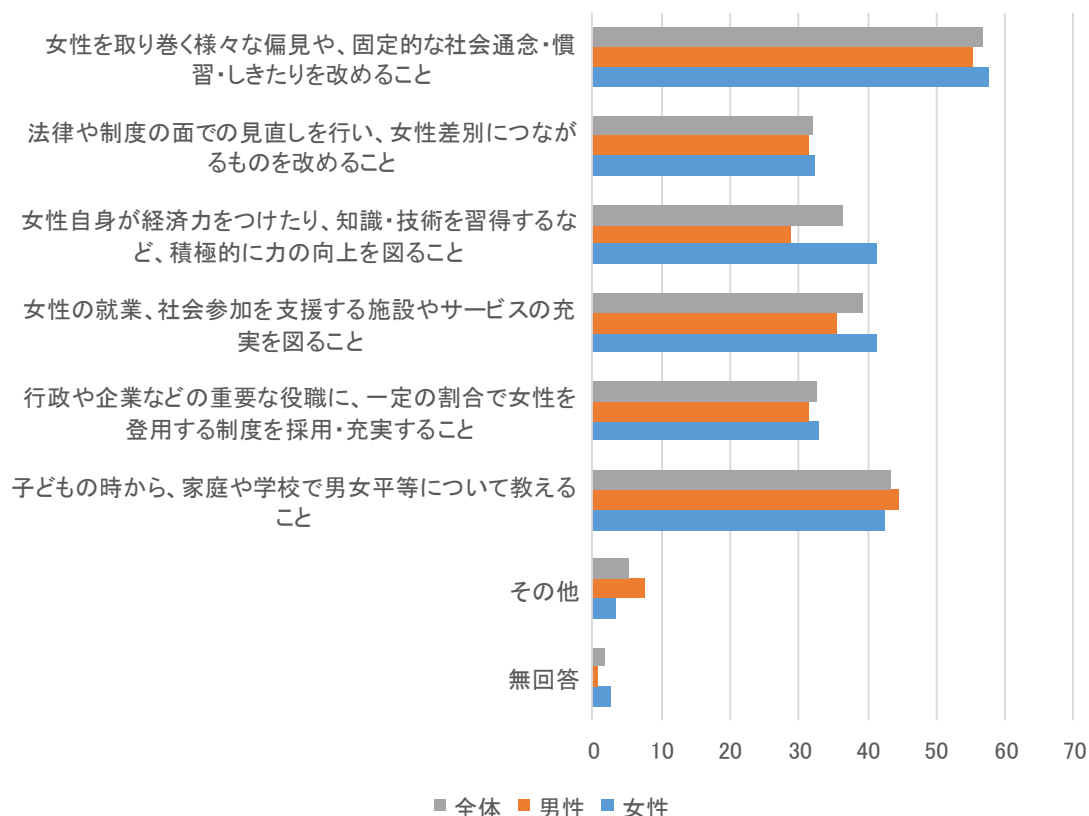
意識調査の結果から、「男女が平等になるために重要なこと」として、「女性を取り巻く様々な偏見や、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」の割合が最も高く、次いで「子どもの時から、家庭や学校で男女平等について教えること」の割合が高くなっています。

また、「LGBTなどの性的少数者という言葉の認知度」については、「知っている又は聞いたことある」という回答が8割となっています。「性的少数者への理解の促進のために必要な支援」としては、「学校や職場における理解の促進」、「学校での教育の充実」の割合が高くなっています。

課題

男女共同参画等に関する認識を深めるよう、幼少期をはじめ生涯を通して教育・学習を推進していく必要があります。

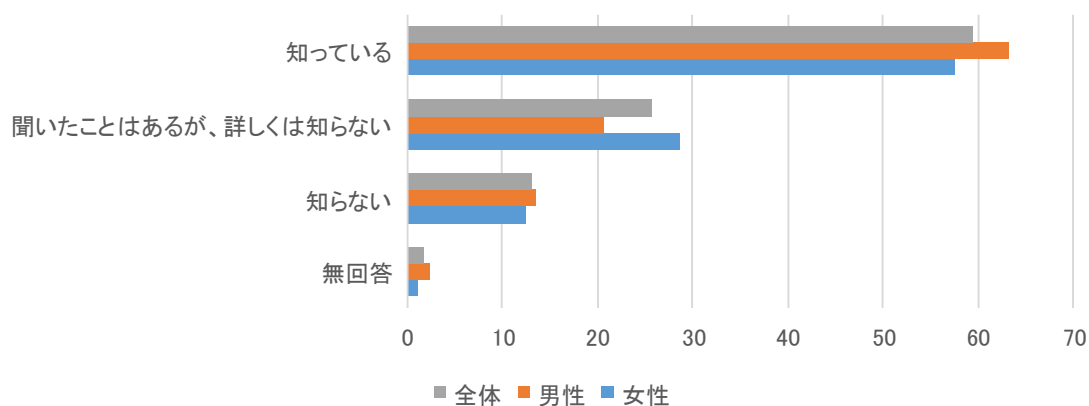
男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要なこと(%)



(意識調査)

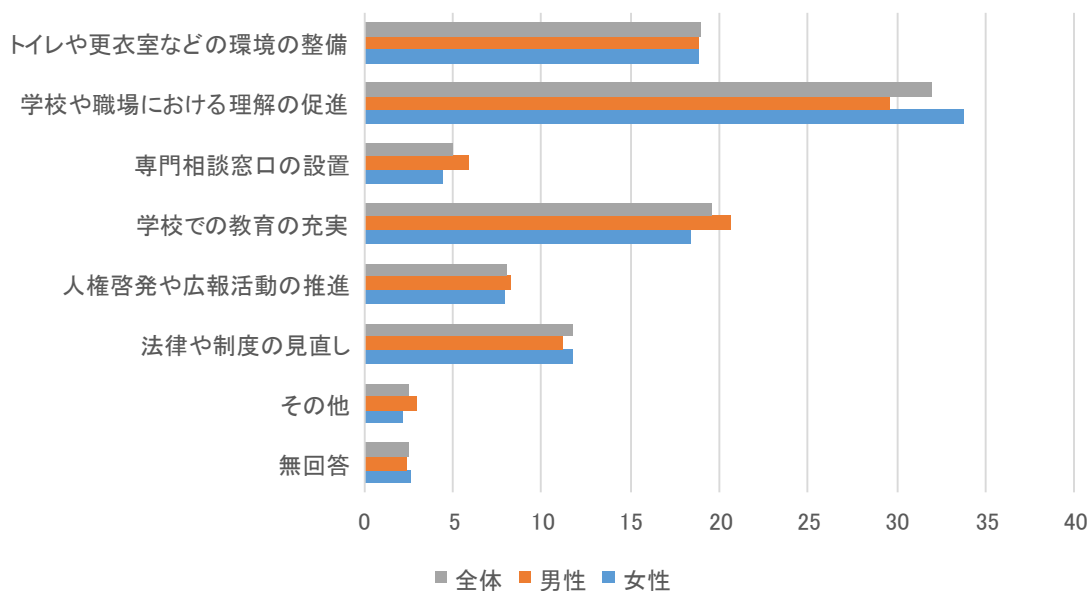
* 第4章 * * * * *

LGBTなど性的少数者(セクシャル・マイノリティ)という言葉の意味について(%)



(意識調査)

性的少数者への理解の促進のために必要な支援(%)



(意識調査)

具体的施策

〈 1 〉 学校における教育・学習機会の充実

① 児童・生徒に対する教育の充実

男女がともに社会の対等な構成員として社会参画できるよう、幼少期から個人の尊厳及び男女平等の意識醸成のため、教育・学習機会を推進します。

② 教育関係者に対する教育の充実

男女共同参画に関する教育環境を整えるため、指導者自身も意識を深めることができるよう支援します。

〈 2 〉 行政における教育・学習機会の充実

① 町職員に対する教育の充実

町職員に対して研修等を行い、男女共同参画に対する理解や意識の向上を図ります。

〈 3 〉 家庭・地域における教育・学習機会の充実

① 行政等主催の講座の開催及び参加促進

あらゆる世代に対して、関連機関・団体主体の講座等を実施し、社会全体における男女共同参画への意識の向上を図ります。

施策の展開

施策		取組例	主管課
1	学校における教育・学習機会の充実	児童・生徒及び教職員対象の人権研修の実施 家庭科における教育	学校教育課
2	行政における教育・学習機会の充実	町職員対象の人権研修	総務課
3	家庭・地域における教育・学習機会の充実	人権学習講座の実施	社会教育課

目標指標

項目	現状値 (R4)	目標
LGBTQという言葉の認知度	85.3% ^{※1}	90%以上
人権学習講座の参加人数	110人 ^{※2}	150人

※1 LGBTという言葉の認知度

※2 令和4年度に実施した3講座の合計人数

基本目標II みんなが共に活躍できるまちづくり

【重点項目3】 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

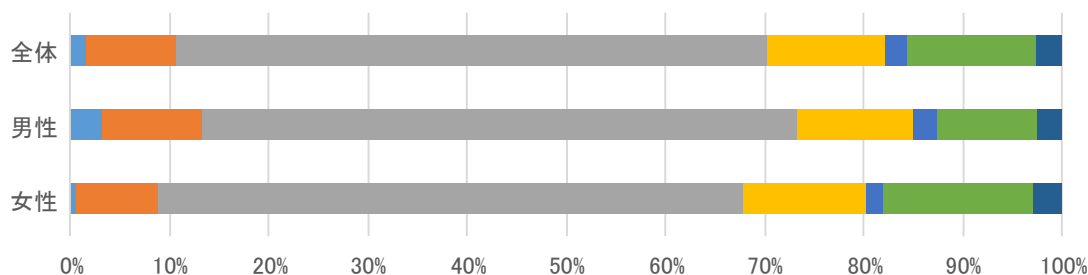
現状

意識調査の結果から、「仕事と家庭生活・地域活動への関わり方」について、望ましい関わり方は「家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立」という回答が最も高くなっています。しかし、現実では、男性は「仕事」、女性は「家庭または地域活動」を優先している割合が多くなっています。また、「男性が、家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと」については、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」の割合が最も高くなっています。

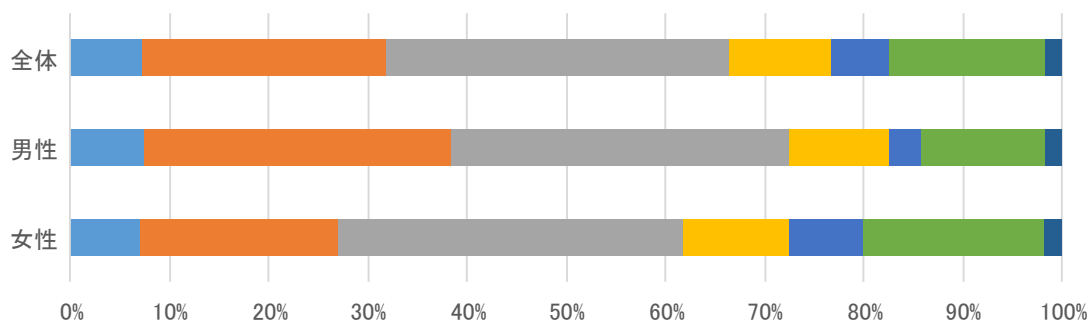
課題

「仕事」「家庭」「地域活動」すべてを両立させるのが理想ですが、実際には難しく、子育て・介護等の制度・支援・サービス等を充実させることが必要です。また、男性が家事等に参加しやすいような体制を整えることが必要です。

「仕事」「家庭」「地域活動」への望ましい関わり方について



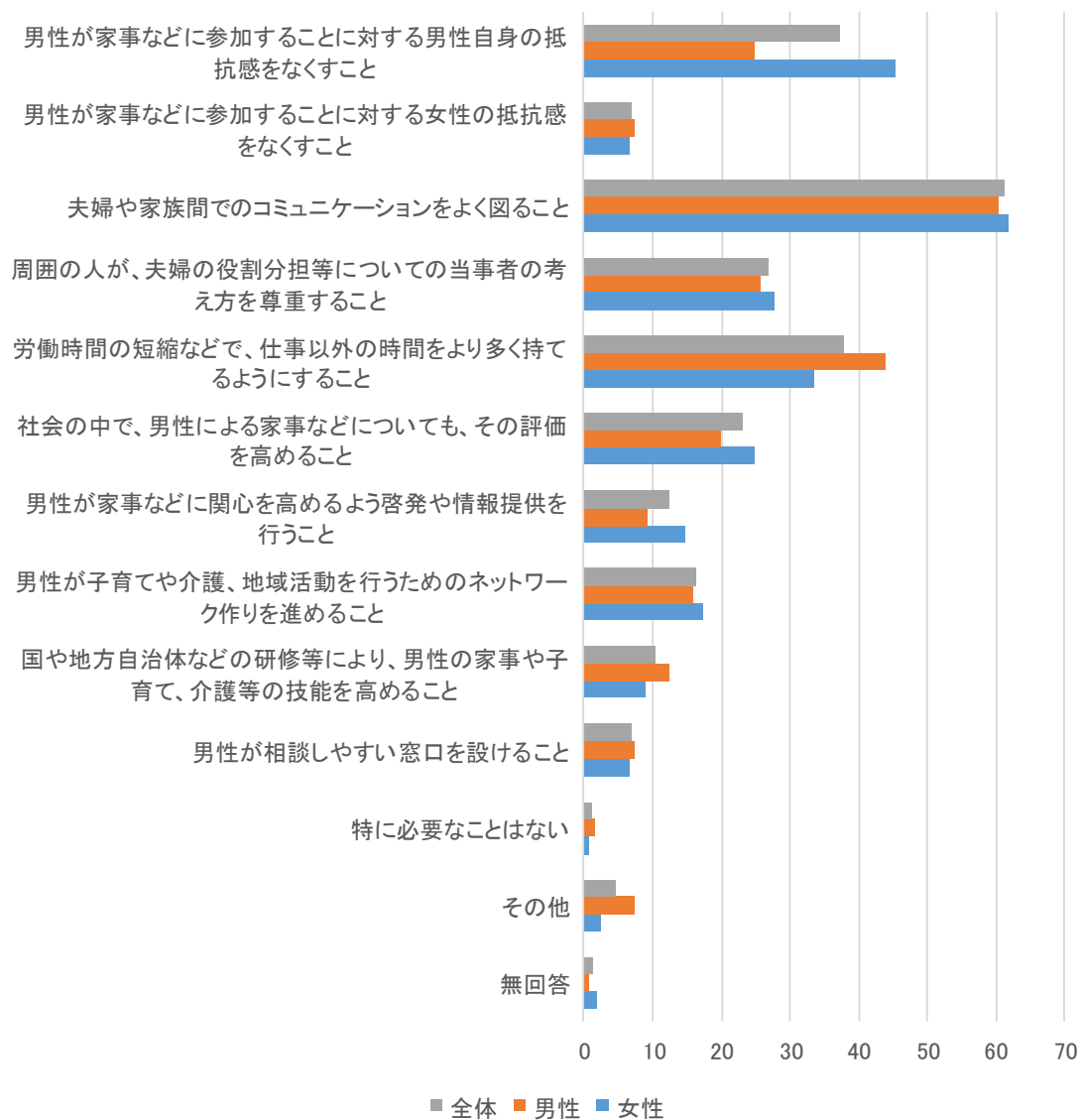
「仕事」「家庭」「地域活動」への現在の関わり方について



- 家庭生活または地域活動よりも仕事に専念
- 家庭生活または地域活動よりも仕事を優先
- 家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立
- 仕事よりも家庭生活または地域活動を優先
- 仕事よりも家庭生活または地域活動に専念
- 不明
- 無回答

(意識調査)

男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと(%)



(意識調査)

具体的施策

- 〈 1 〉 育児・介護休業制度等の周知及び取得促進
 - ① 休業または短時間勤務等の制度の周知及び取得しやすい環境の整備
育児・介護休業制度、短時間勤務制度、子どもの看護休暇制度等の周知を図った上で、取得しやすい環境を整備します。

- 〈 2 〉 多様な選択を可能とする様々なサービスの充実
 - ① 子育てサービスの充実
男女ともに働きやすい環境を整えるため、子育て支援サービスや相談窓口等の周知及び利用促進を図ります。
 - ② 介護サービスの充実
介護者や高齢者の負担を軽減するため、介護支援サービスや相談窓口等の周知及び利用促進を図ります。

- 〈 3 〉 長時間労働や年次有給休暇に対する意識改革
 - ① 時間外労働者の意識啓発
仕事と家庭バランスのとれた働き方の実現のため、時間外労働が縮減できるような環境の整備を行うとともに、時間外労働者に対して意識の啓発を行います。
 - ② 年次有給休暇の取得促進
町職員に対して年次有給休暇の取得促進を図ります。

- 〈 4 〉 家庭生活での男女共同参画の推進
 - ① 家庭生活における男女共同参画の促進
男女分け隔てなく家庭生活に参画できるように、家事や育児教室等の開催により、意識の向上に努めます。

施策の展開

施策		取組例	主管課
1	育児・介護休業制度等の周知及び取得促進	パンフレット、掲示板等で制度の周知	総務課
2	多様な選択を可能とする様々なサービスの充実	放課後児童クラブ、病児病後児保育の提供	町民福祉課
		放課後や週末、長期休暇中の子どもの居場所の設置	社会教育課
		介護者同士が情報共有・交換できる場の提供 田布施町地域包括支援センターの周知及び活用	健康保険課
3	長時間労働や年次有給休暇に対する意識改革	長時間労働者の把握、指導及びケア 年次有給休暇5日以上を取得するよう指導	総務課
4	家庭生活での男女共同参画の推進	男性料理教室の実施 パパママセミナーの実施	健康保険課

目標指標

項目		現状値 (R4)	目標
「仕事」「家庭生活」「地域活動」が両立できている人の割合		34.4%	37.3%以上
町職員における育児休業取得率（男性）		14.3%	20%以上
保育サービス	一時預かり事業	4カ所	維持
	延長保育事業	4カ所	維持
	病児病後児保育事業	1カ所 ^{※1}	維持
待機児童数	保育園	0人	維持
	放課後児童クラブ	0人	維持
放課後児童クラブの数		7カ所	維持
町職員における年次有給休暇5日未満の人数		21人	減少させる

※1 柳井市、平生町と合同

【重点項目4】 あらゆる場における男女共同参画の推進

現状

意識調査の結果から、「女性が仕事を持つこと」について、「子どもができてもずっと仕事を続ける方がよい」、「子どもができたなら仕事をやめ大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」という回答の割合が高くなっています。7割以上が女性の継続就業・再就職に肯定的な回答をしています。

「女性が活躍するために必要なこと」として、仕事・職場環境においては「育児や介護との両立について職場の支援体制の整備」、家庭・社会等においては「夫の積極的な家事・育児・介護への参加」、「家事・育児・介護サービスの充実」の割合が高くなっています。

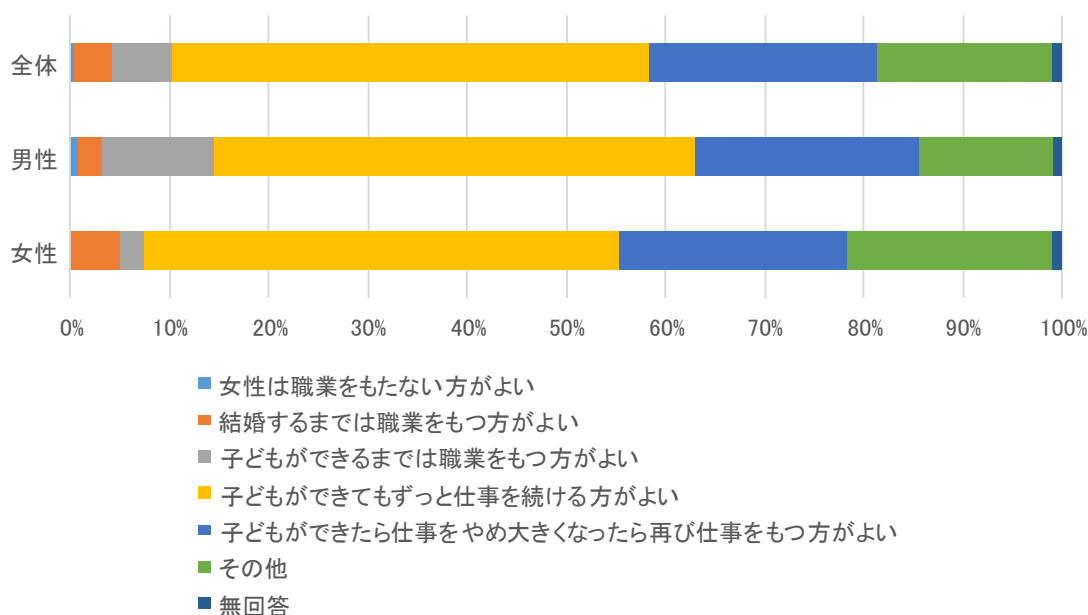
「意思決定の場に女性の参画が少ない理由」として、「男性優位の組織運営」の割合が最も高くなっています。

課題

子どもができて女性も継続して就業できるように、家事・育児・介護等のサービスを充実させることで、多様な働き方を選択できる環境を整えることが必要です。

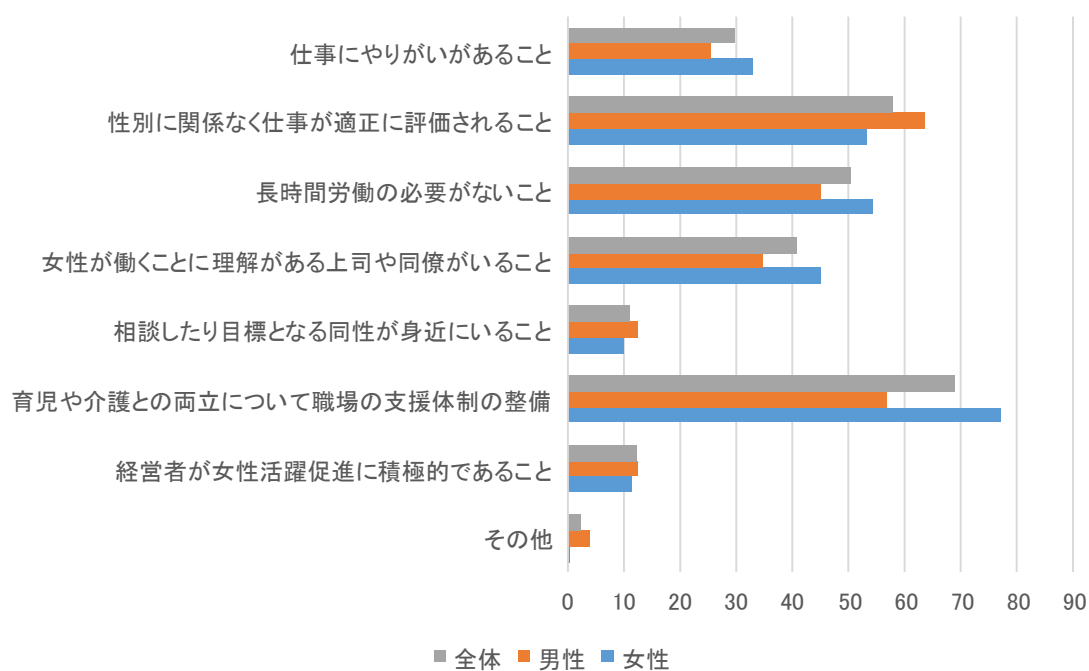
また、施策や方針に女性の意見を取り入れるため、意思決定の場への女性の参画を促進する必要があります。組織運営にあたり、男性優位であると回答している人が多いことから、町での委員会・協議会、地域・防災活動、農林水産業、商工会等での積極的な女性の登用をし、組織改善をする必要があります。

女性が職業を持つことについて

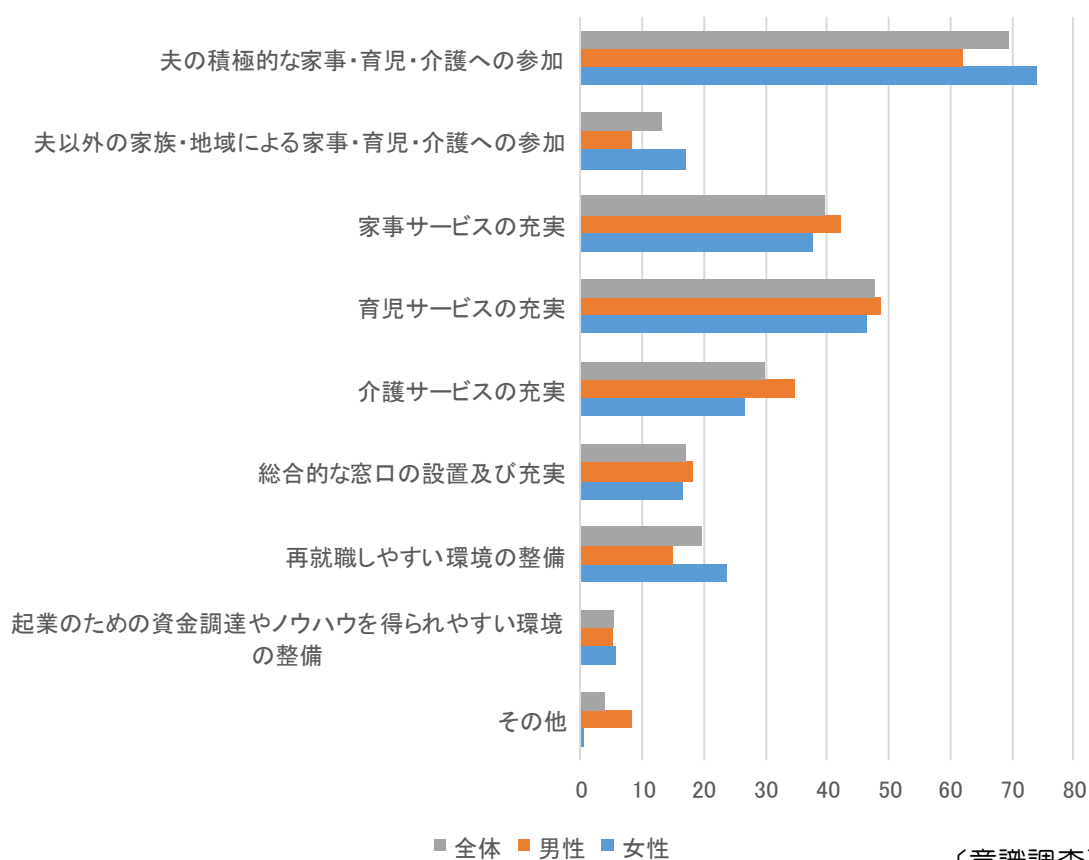


(意識調査)

女性が活躍できる「仕事・職場環境」に必要なこと(%)



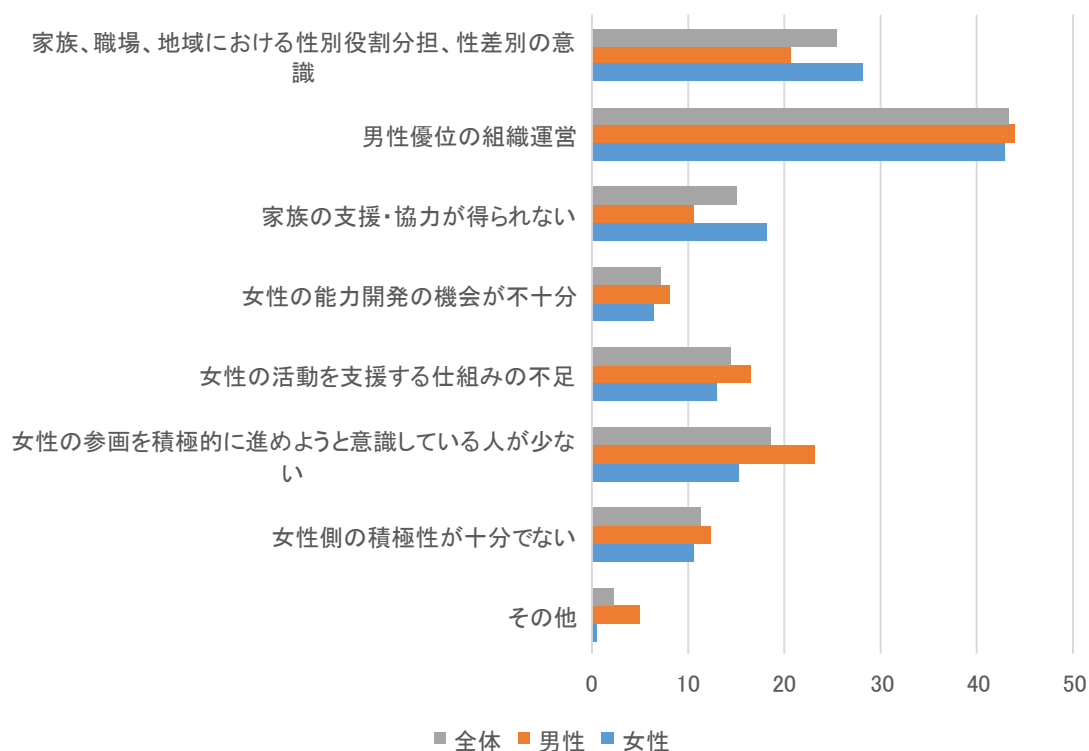
女性の活躍が進むために「家庭・社会等」に必要なこと(%)



(意識調査)

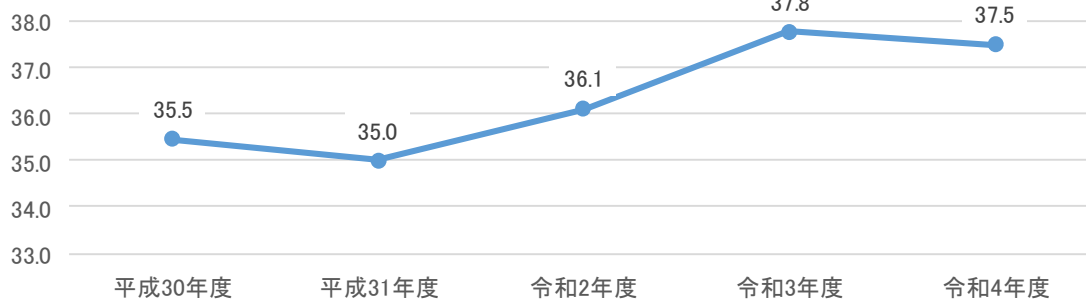
* 第4章 * * * * *

意思決定の場に女性の参画が少ない理由(%)

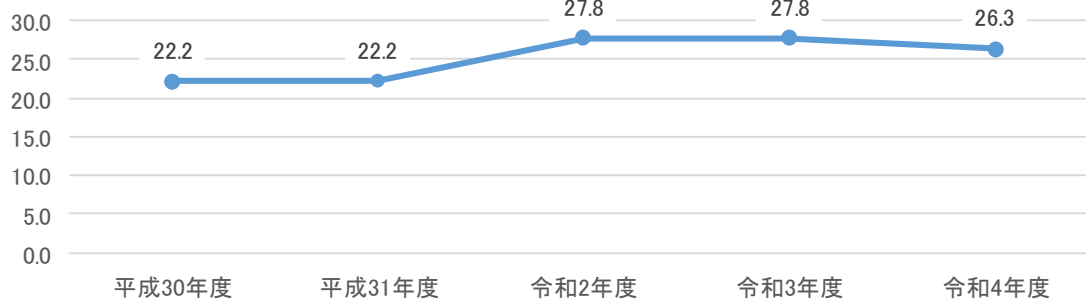


(意識調査)

町職員における女性の登用状況(%)



町職員の管理職における女性の登用状況(%)



具体的施策

- 〈 1 〉 施策・方針決定の場における女性や若年層の参画の拡大
 - ① 行政における職員、委員等の女性や若年層の登用の促進
あらゆる世代の男女が対等な構成員として、施策・方針等の意思決定の場に参画できるよう、町における委員会・審議会等において、女性や若年層の積極的な登用を行います。

- 〈 2 〉 多様な働き方を可能にする環境の整備
 - ① 女性リーダーの育成
女性のリーダー育成支援を行い、女性の能力開発・向上に努めます。
 - ② 女性の就業、起業における支援
女性が多様な働き方を選択できるよう情報提供を行い、支援します。
 - ③ 再就職への支援
育児や介護等で離職した人に対して、再就職の支援をします。

- 〈 3 〉 農林水産業における女性参画の拡大
 - ① 農林水産業における男女共同参画の意識啓発
農林水産業団体への女性の起用及び能力開発の支援をします。
 - ② 後継者の育成
担い手の不足や農林水産業従事者の高齢化の進行を防ぐため、後継者育成のための支援をします。

- 〈 4 〉 地域・防災活動における男女共同参画の拡大
 - ① 男女ともに地域活動への参画の推進
男女分け隔てなく地域の一員として主体的に地域活動への参画ができるよう支援します。
 - ② 防災活動における女性の参画の推進
災害時のニーズの違いに対応できるよう、男女ともに防災活動に参画できるよう、積極的な女性の参画に努めるとともに支援します。

* 第4章 * * * * *

施策の展開

施策		取組例	主管課
1	施策・方針決定の場における女性や若年層の参画の拡大	町における女性職員及び女性管理職の登用	総務課
		事業所・団体、委員会・協議会等における女性や若年層の登用	各課
2	多様な働き方を可能にする環境の整備	SNS、チラシ等による情報提供 リーダー育成等、研修会への積極的な参加	経済課
3	農林水産業における女性参画の拡大	SNS、チラシ等による情報提供 後継者育成等、研修会への積極的な参加	経済課
4	地域・防災活動における男女共同参画の拡大	自治会長への女性登用 消防団員や自主防災組織への女性登用	総務課

目標指標

項目	現状値 (R4)	目標
町職員における女性管理職の割合	26.3%	30%以上
町の委員会における女性の割合	25.6%	30%以上
農業委員に占める女性の割合	14.2%	28.6%以上
女性起業家・グループ数	5グループ	8グループ
自治会長に占める女性の割合	6.8%	10%以上
消防団員に占める女性の割合	7.5%	15%以上

基本目標Ⅲ みんなが健康で安心して暮らせる環境づくり

【重点項目5】 男女間における暴力の根絶

現状

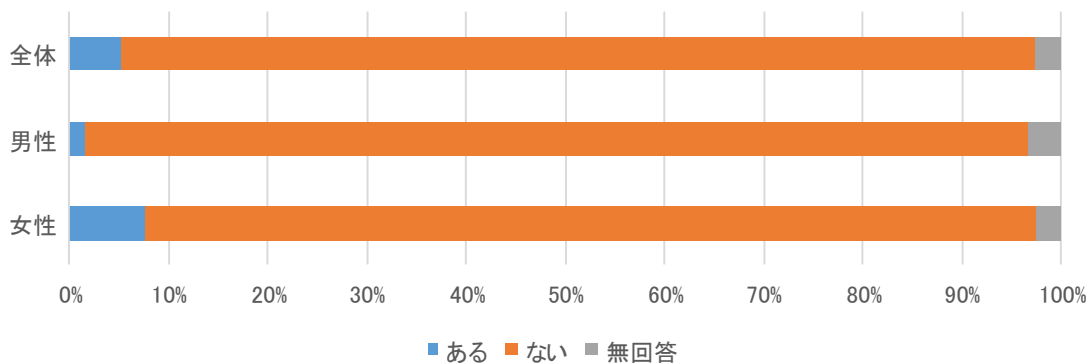
意識調査の結果から、「配偶者または交際相手から暴力を受けたこと」について、9割以上が「ない」と回答しているものの、「ある」と回答している人がいるというのが現状です。また、「暴力を受けたことに対する相談の有無」について、「相談しなかった」という回答の割合が多くなっています。とくに、男性は「相談した」と回答した人はいませんでした。

「暴力に関する相談窓口について知っている機関」について、「警察」の割合が最も高くなっています。また、「相談窓口を知らない」と回答した人が1割近くとなっています。

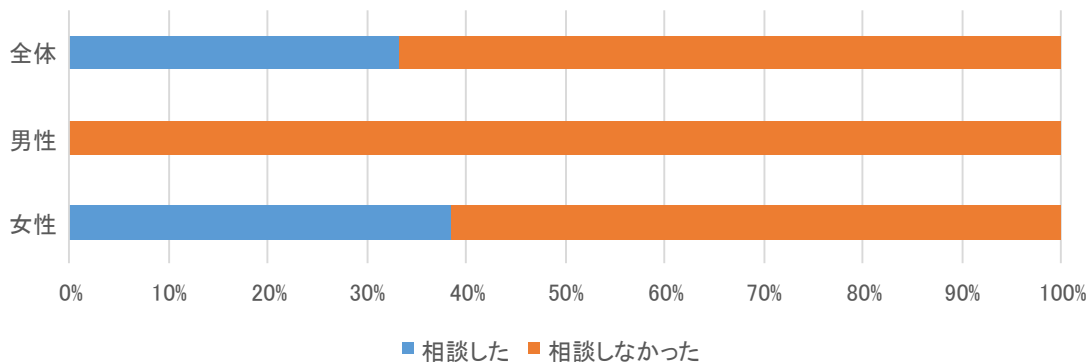
課題

暴力に対する認識を深め、暴力の根絶に向けて、一人ひとりの意識改革が必要となります。また、山口県男女共同参画相談センターや性暴力相談窓口ダイヤル「あさがお」等の相談窓口の周知に努め、暴力を受けた被害者全員が、相談しやすい環境を整える必要があります。

配偶者または交際相手から暴力を受けたこと

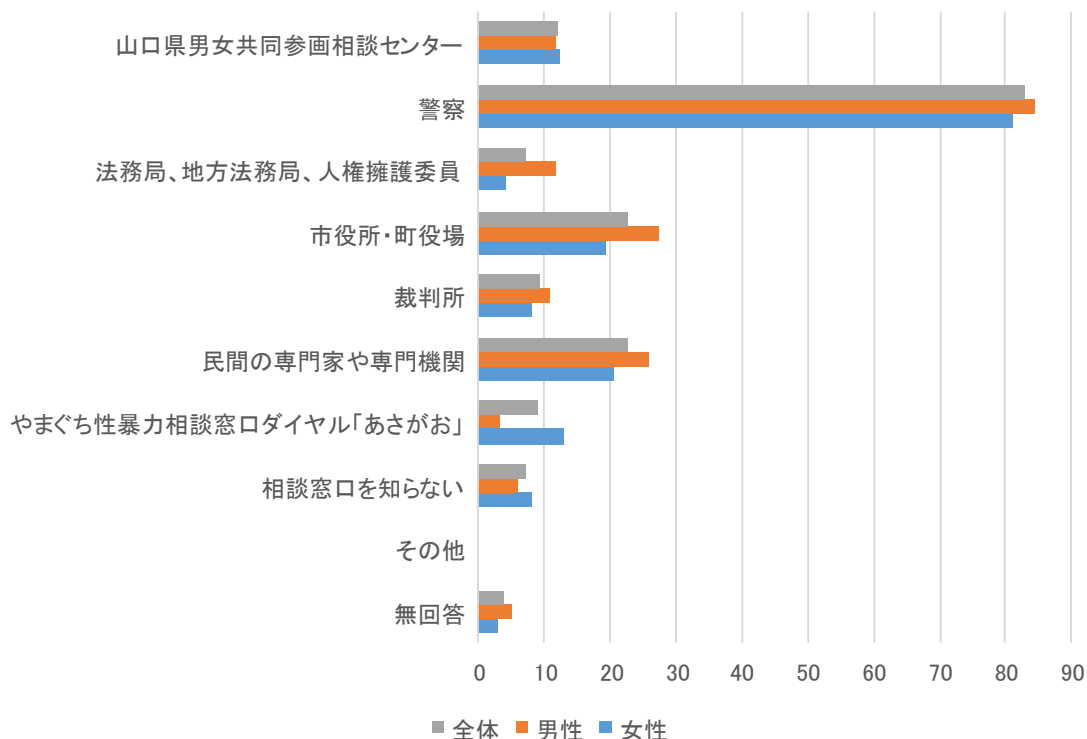


相談の有無(暴力を受けたことがあると回答した人のみ)



(意識調査)

暴力に関する相談窓口について知っている機関(%)



(意識調査)

具体的施策

〈 1 〉 暴力の根絶に向けた意識啓発活動

① 暴力の根絶に向けた意識啓発及び教育の充実

幼少期から、個人の尊厳を傷つける暴力を許さない意識の醸成及び啓発を行い、SNS等のコミュニケーションツールを利用した暴力や犯罪の防止に努めます。

〈 2 〉 DV 被害者への支援

① DV 被害に対する相談窓口の充実

相談窓口の周知に努め、性別に関係なく被害者が相談しやすい環境の整備を行います。

② 被害者が自立するための支援

関係機関・団体と連携して被害者の自立支援に向けた取組を行います。

施策の展開

施策		取組例	主管課
1	暴力の根絶に向けた意識啓発活動	チラシ・ポスター等の掲示による啓発	総務課
		SNS 利用についての教育	学校教育課
2	DV 被害者への支援	広報やホームページへの相談窓口の掲載 関係機関・団体との情報共有及び連携	総務課

目標指標

項目	現状値 (R4)	目標
配偶者または交際相手から暴力を受けたことがある人数	15 人 (5.2%)	0 人
被害を相談した人の割合	33.3%	増加させる
暴力に関する相談窓口を知っている人の割合	89.0%	増加させる
山口県男女共同参画相談センターの認知度	12.0%	50%以上

【重点項目6】 生涯を通じて安心して健康に暮らすための支援

現状

意識調査の結果から、「男女共同参画社会に当たっての行政に対する要望」として、「男女平等、相互理解・協力についての普及・啓発」、「介護施設・サービスの整備」、「保育所、学童保育等の施設・サービスの整備」の割合が高くなっています。

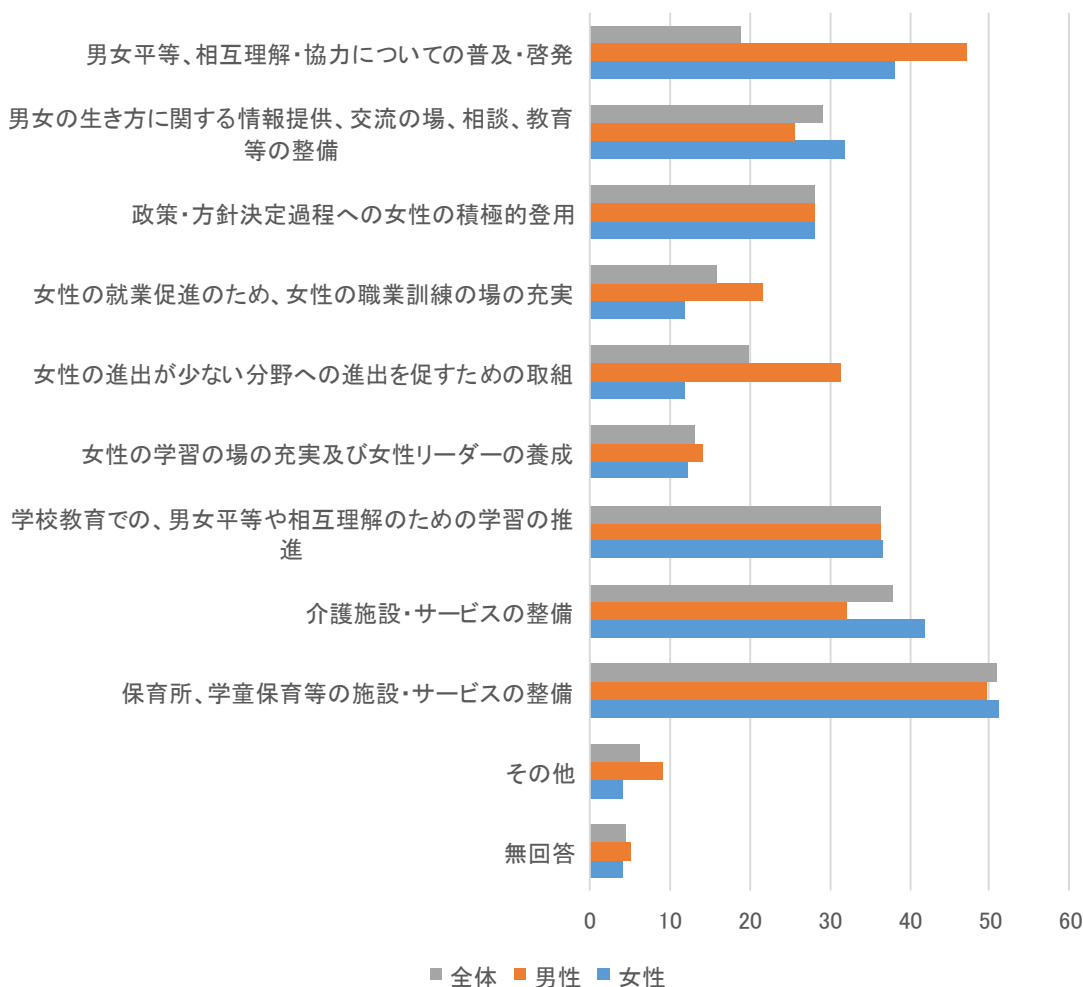
「国民健康保険加入者の健康診断（特定健診）受診率」については、全体の約3割の受診となっています。

課題

年齢・性別・状況等、それぞれのニーズにあった制度・サービス等を提供し、支援する必要があります。

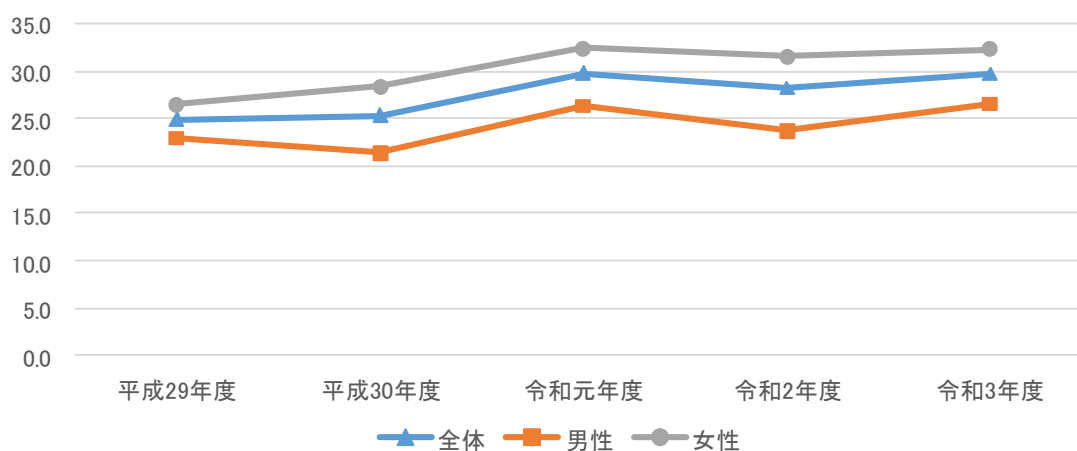
また、健康診断の受診率の向上に努め、だれもが生涯を通じて健康で自立した生活を送るための支援を継続して行うことが必要です。

男女共同参画社会の形成に当たって行政（県・市町）に対する要望（%）



（意識調査）

国民健康保険加入者の健康診断(特定健診)受診率(%)



(健康保険課)

具体的施策

〈 1 〉 妊娠期から子育て期における支援

① 妊娠中、出産前後、子育て中の支援

妊娠期から子育て期を通して、親子ともに健康で暮らせるように支援します。

〈 2 〉 ひとり親家庭への支援

① 福祉サービスの提供

母または父が気軽に相談できる体制を整え、福祉サービスの情報提供を行います。

② あらゆる面での支援

子育て・生活、住居地、経済面等の支援をします。

〈 3 〉 就労困難者への支援

① 生活困窮者自立に向けての支援

就労困難者に対して、制度やサービス、就職情報等を提供することで、自立を支援します。

〈 4 〉 障がい者への支援

① 福祉サービスの充実

不自由なく日常生活を送ることができるよう、サービスの充実及び周知に努め、支援します。

② 社会生活での支援

職業的自立及び社会参加を促すため、情報の提供を行うことで支援します。

* 第4章 * * * * *

〈5〉高齢者への支援

① 生きがいづくりに向けた取組

高齢者同士の交流の場を設け、仲間づくりや互いの情報交換をすることで、生きることに對しての高齢者の意識の向上を図ります。

② 健康寿命の延伸に向けた取組

健康に生き続けるため、運動や社会参加をすることで予防に努めます。

③ 独居老人等への支援

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみで構成されている世帯等に対して、見回り活動を行い、安心して暮らすことができるよう支援します。

④ 車を保持していない高齢者への支援

高齢を理由に免許を返納した高齢者に対して、買い物や通院等、不自由な生活を送ることができるよう支援します。

施策の展開

施策		取組例	主管課
1	妊娠期から子育て期における支援	産前産後の母子への各種健診の実施 親同士の情報交換・共有できる環境の提供	健康保険課
2	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭医療費助成制度の拡充	町民福祉課
		子育てに適した町営住宅の増設及び家賃補助制度の実施	建設課
3	就労困難者への支援	生活困窮者自立支援事業の実施	町民福祉課
4	障がい者への支援	医療費や身障者福祉タクシーの拡充 イベント・スポーツ大会等の交流の場の提供	町民福祉課
5	高齢者への支援	高齢者が気軽に集える場「たぶせ茶屋」やイベント等の展開及び拡充 いきいき百歳体操の普及及び啓発 高齢者見回りネットワークの拡充及び周知 タクシー券の助成、買い物送迎サービスの拡充及び移動販売の活用	健康保険課

目標指標

項目	現状値 (R4)	目標
健康診断（特定健診）受診率（国民健康保険加入者のみ）	29.7% ^{※1}	70%以上

※1 令和3年度

目標指標一覧

項目		現状値(R4)	目標	
基本 目 標 I	男女の平等感 (平等と感じる人の割合)	家庭生活の場	34.2%	増加させる
		学校教育の場	73.3%	増加させる
		就職機会の場	26.4%	増加させる
		地域活動の場	57.8%	増加させる
		法律や制度	37.0%	増加させる
		社会通念・慣習・しきたり	20.8%	増加させる
		政治や経済活動	21.2%	増加させる
	「男は仕事、女は家庭」という考え方(肯定する人の割合)		19.9%	13.4%以内
	LGBTQという言葉の認知度		85.3%	90%以上
	人権学習講座の参加人数		110人	150人
基本 目 標 II	「仕事」「家庭生活」「地域活動」が両立できている人の割合		34.4%	37.3%以上
	町職員における育児休業取得率(男性)		14.3%	20%以上
	保育サービス	一時預かり事業	4カ所	維持
		延長保育事業	4カ所	維持
		病児病後児保育事業	1カ所	維持
	待機児童数	保育園	0人	維持
		放課後児童クラブ	0人	維持
	放課後児童クラブの数		7カ所	維持
	町職員における年次有給休暇5日未満の人数		21人	減少させる
	町職員における女性管理職の割合		26.3%	30%以上
	町の委員会における女性の割合		25.6%	30%以上
	農業委員に占める女性の割合		14.2%	28.6%以上
	女性起業家・グループ数		5グループ	8グループ
自治会長に占める女性の割合		6.8%	10%以上	
消防団員に占める女性の割合		7.5%	15%以上	
基本 目 標 III	配偶者または交際相手から暴力を受けたことがある人数		15人(5.2%)	0人
	被害を相談した人の割合		33.3%	増加させる
	暴力に関する相談窓口を知っている人の割合		89.0%	増加させる
	山口県男女共同参画相談センターの認知度		12.0%	50%以上
	健康診断(特定健診)受診率(国民健康保険加入者のみ)		29.7%	70%以上

2 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現に向けて、町民をはじめ事業所、関係機関・団体、行政等が一体となって「田布施町男女共同参画プラン」を推進していくことが必要です。

1. 町民、事業所、関係機関との連携及び協働

町民、事業所、関係機関等が一体となって取り組んでいくために、男女共同参画に関する情報提供の場の充実、ネットワークづくり等の支援を行います。

2. 庁内の推進体制の整備及び強化

関係各課との連携を強化し、計画推進に関する情報共有、具体的施策や取組状況についての意見交換を行います。また、職員研修を通して意識啓発を図るとともに、職場環境の改善を行い、男女共同参画の視点に立って事業を進めます。

3. 国、県との連携

国、県との連携の強化をし、男女共同参画に関する情報の収集・提供を行います。

附属資料

田布施町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

平成19年4月1日訓令第9号

最終改正 平成31年3月31日訓令第7号

(設置)

第1条 男女共同参画社会づくりを目指す基本計画を策定するため、田布施町男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会づくりの課題と具体的な取組みに関する事。
- (2) その他男女共同参画社会づくりに必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、8名以内の委員で組織し、町長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が委員長の職務を代理する。

(任期)

第5条 委員会の委員の任期は、プラン策定の審議が終了するまでとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務については、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日訓令第22号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月31日訓令第7号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

田布施町男女共同参画プラン策定委員会委員名簿

役 職	氏 名	所 属
委 員 長	中村 享郎	民生委員
職務代理者	寺田 真理子	商工会
委 員	川脇 幸子	農業委員会
委 員	桐原 絵里	公募委員
委 員	高橋 邦子	行政相談委員
委 員	谷 茂子	人権擁護委員
委 員	中原 和枝	連合婦人会
委 員	中道 和恵	母子保健推進員

(敬称略、委員 50 音順)

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

最終改正 平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内

* 附属資料 * * * * *

において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又

は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

* 附属資料 * * * * *

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の

促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各

大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、

内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過観察)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)

第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた

* 附属資料 * * * * *

審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成11年7月16日法律第102号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行の日＝平成13年1月6日）

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

最終改正 令和4年6月17日法律第68号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
 - 第2節 一般事業主行動計画等（第8条—第18条）
 - 第3節 特定事業主行動計画（第19条）
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第20条・第21条）
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第22条—第29条）
- 第5章 雑則（第30条—第33条）
- 第6章 罰則（第34条—第39条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わ

* 附属資料 * * * * *

ず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活にお

ける活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継

* 附属資料 * * * * *

続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- 一 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その

* 附属資料 * * * * *

他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4第1項及び第2項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第42条、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする

する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に

* 附属資料 * * * * *

関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第1項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定

一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、

* 附属資料 * * * * *

協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。
(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（この法律の失効）

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成29年3月31日法律第14号） 抄

* 附属資料 * * * * *

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定（「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。）、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第10条第10項第五号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年6月5日法律第24号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

二 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和4年3月31日法律第12号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第2条中職業安定法第32条及び第32条の11第1項の改正規定並びに附則第28条の規定 公布の日

二 略

三 第1条中雇用保険法第10条の4第2項及び第58条第1項の改正規定、第2条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第48条」を「第47条の3」に改める部分に限る。)、同法第5条の2第1項の改正規定及び同法第4章中第48条の前に1条を加える改正規定を除く。)並びに第3条の規定(職業能力開発促進法第10条の3第一号の改正規定、同条に1項を加える改正規定、同法第15条の2第1項の改正規定及び同法第18条に1項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第5条、第6条及び第10条の規定、附則第11条中国家公務員退職手当法第10条第10項の改正規定、附則第14条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第4条第2項及び第18条の改正規定並びに同法第33条の改正規定(「第11条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第5条の5第1項」とあるのは「船員職業安定法第15条第1項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第15条から第22条まで、第24条、第25条及び第27条の規定 令和4年10月1日

(政令への委任)

第28条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

最終改正 令和4年6月17日法律第68号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）

第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

第4章 保護命令（第10条—第22条）

第5章 雑則（第23条—第28条）

第5章の2 補則（第28条の2）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつ

た者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

* 附属資料 * * * * *

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の3及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又

は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けた旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

* 附属資料 * * * * *

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的^{しゅう}羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、凶画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

* 附属資料 * * * * *

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的

を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項

* 附属資料 * * * * *

から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

* 附属資料 * * * * *

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用
(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。
(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2の規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第二号、第12条第1項第一号から第四号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成16年6月2日法律第64号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

* 附属資料 * * * * *

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成19年7月11日法律第113号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成25年7月3日法律第72号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 （平成26年4月23日法律第28号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附 則 （令和元年6月26日法律第46号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(検討等)

第8条 政府は、附則第1条第一号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第1条第一号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和4年5月25日法律第52号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日

(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

用語説明

あ

◆ M字カーブ

日本の女性の年齢層別労働率をグラフ化したときに描かれるM字型の曲線。

か

◆ 核家族

「夫婦のみ」「夫婦と未婚の子ども」「ひとり親と未婚の子ども」で構成されている世帯。

◆ 家族経営協定

経営方針や一人ひとりの役割、就業条件・環境等について、家族みんなで話し合っ
て締結する協定。

◆ 健康寿命

健康上の問題がなく日常生活を送ることができる期間。

さ

◆ 情報モラル

情報社会で適切に活動するための基となる考え方や態度。

た

◆ 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野にお
ける活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及
び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会。（男女共同参画
社会基本法第2条）

◆ DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人等、親密な関係にあるまたはあった者から振るわれる暴力。

な

◆ 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業
経営者・農業生産法人。

ら

◆ LGBTQ

Lesbian (レズビアン) = 女性同性愛者

Gay (ゲイ) = 男性同性愛者

Bisexual (バイセクシャル) = 両性愛者

Transgender (トランスジェンダー) = 心と体の性が異なる人

Questioning (クエスチョニング) または Queer (クイア) = 性的指向・性自認が定まらない人

わ

◆ ワーク・ライフ・バランス

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで実現できること。

第4次田布施町男女共同参画プラン

発行日： 令和5年（2023年）3月

発行： 田布施町

編集： 田布施町総務課総務係

〒742-1592

山口県熊毛郡田布施町大字下田布施 3440 番地 1

TEL：0820-52-5802 FAX：0820-53-0140

メール：soumu@town.tabuse.yamaguchi.jp



たぶせPRキャラクター

たぶせちゃん / らぶせちゃん